

東広島市川上地域センター公共下水道接続修繕仕様書

1 修繕名

東広島市川上地域センター公共下水道接続修繕

2 履行場所

東広島市八本松飯田八丁目 19-49 (東広島市川上地域センター)

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで

4 概要

本修繕は、公共下水道供用開始に伴い、浄化槽を廃止し、川上地域センターの汚水を公共下水道に接続する。

5 修繕内容

- (1) 排水設備の申請図面(施工図)の作成、浄化槽の廃止届・下水道接続の手続き及び本市関係部局への申請手続きその他必要な手続きを行う。
- (2) 発注者が別途発注した清掃及び消毒業者とスケジュール調整し、公共下水道接続後、敷地内の浄化槽の清掃、消毒を行う。
- (3) 既存浄化槽最終柵をインバート加工、最終柵と排水管を接合し、1%の勾配で排水管を配管、小口径柵を途中2箇所10m間隔で設置し、宅内公共柵(天端からの下がり $h = 1.6\text{m}$)まで長さ2.5m排水管を布設し、埋戻しを行う。
- (4) 配管の際、公共柵手前の門扉、柵、基礎ブロックを一時撤去し、配管埋戻し後、門扉、柵、基礎ブロックを復旧すること。

6 浄化槽図面

メーカー：大栄産業㈱、型式：NK-F A.70A、処理方式：接触ばっき、合併・単独：合併槽、構造区分：新構造、人槽：70人、保守点検・清掃業者：株式会社三井開発

7 準 則

設計書、仕様書による他は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)最新版に基づき修繕を行う。

8 疑義変更

- (1) 本設計図書は、設計の大要を示すものであり詳細部等について技術的必要事項は、

明記なくとも完全に修繕する。

- (2) 修繕に際して疑義を生じた場合、又は軽微な変更を必要とする場合には、速やかに発注者と協議し、発注者の指示により修繕を行う。

9 提出書類

発注者の指示する書類は、遅滞なく提出する。

本修繕に使用する機器、材料等は、発注者の指示により見本品、カタログ等を提出し、承認を受ける。

現況写真・施工写真・完成写真を提出する。

10 一般事項

- (1) 官公庁その他への手続きは、受注者の負担で遅滞なく行う。
- (2) 修繕箇所周囲に対する養生・清掃については十分にこれを行う。
- (3) 修繕による周辺への影響を最小限に留めるよう鋭意努力する。
- (4) 施設の運営をしながらの修繕となるため、工程及び安全対策に留意する。
- (5) 本修繕に使用する材料で、図面に記載された型番は参考とし、同等品以上を使用する。

11 施工に際しての注意事項

- (1) 浄化槽の廃止処理に当たっては、周辺部に駐輪場、浄化槽付近にヨド物置があるため、注意を払って実施すること。
- (2) 修繕区域については、使用できない旨の表示やカラーコーン、ロープ等で立ち入り禁止区域を明確にすること。
- (3) 付近にキュービクル、ハンドホール、制御盤、アースがあり、排水管布設の際、地中の電気配線に干渉の可能性があると思われる部分については、掘削により電気配線がショートしないよう手掘りで慎重に行うこと。
- (4) 修繕箇所の掘削を行い、地下埋設物により設計変更が必要と認められる場合は速やかに発注者に報告し、協議を行うこと。
- (5) 浄化槽から公共下水道の切り替えで一時的に止水や電気の使用を停める日程を、あらかじめ地域センター職員及び発注者と協議をすること。
- (6) 浄化槽廃止処理後、制御盤は使用できない旨を制御箱に明示すること。
- (7) 上記以外で疑義が生じた場合は速やかに報告をすること。

12 作業又は品名（品質・規格）明細

別紙1「東広島市川上地域センター公共下水道接続修繕明細書」のとおり。

1.3 位置図

別紙2「位置図及び現況図面・写真」のとおり。

1.4 浄化槽図面及び公共柵設置情報

別紙3「浄化槽図面」及び別紙4「勾配図及び公共柵設置情報」のとおり。

1.5 作業上の注意等

項目	内容
排水設備の設置・公共下水道の接続	本修繕は、東広島市排水設備指定工事店の指定を受けている者が行うこと。
第三者委託	業務履行に際して、作業の一部を第三者に直接委任し、又は請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
履行期間・作業時間	・修繕は月曜日～土曜日で行うものとする。 ・作業時間は9:00～17:00とする。 ・作業の実施に当たっては、作業内容及び工程等を地域センターに説明し、調整を行うこと。

1.6 事前見学等

修繕対象施設の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、令和6年4月26日までの発注者が認めた時間帯において見学すること。

ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：令和6年4月30日)

1.7 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に支障をきたさないように配慮すること。また、施設内及びその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者及び施設管理者に報告を行うとともに、対応を協議すること。
- (2) 公共柵手前に門扉を設置、施錠してあるため、鍵について地域センターに確認を行うこと。
- (3) 本修繕の実施期間中は、十分な養生・安全対策を講じ、履行場所に設置されている建築物、工作物、その他既存設備、備品等に損害を及ぼした場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに、受注者の責任と負担により原状復旧すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施に当たり、修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第

- 1 1 条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
 - (6) 本修繕において、作業員の安全に十分配慮すること。
 - (7) 本修繕の実施に当たり、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
 - (8) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと、原則本修繕に関する全ての箇所を復旧し、設備等は使用可能な状態にすること。
 - (9) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
 - (10) 修繕に当たっては、関連する法規等を遵守し、諸手続きが必要な場合は受注者が責任をもって代行すること。
 - (11) 本修繕において発生した産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

1 8 問い合わせ先

(1) 発注担当課

地域振興部 地域づくり推進課 地域活動支援係

東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0924

FAX 082-423-0270

(2) 修繕対象施設

東広島市川上地域センター

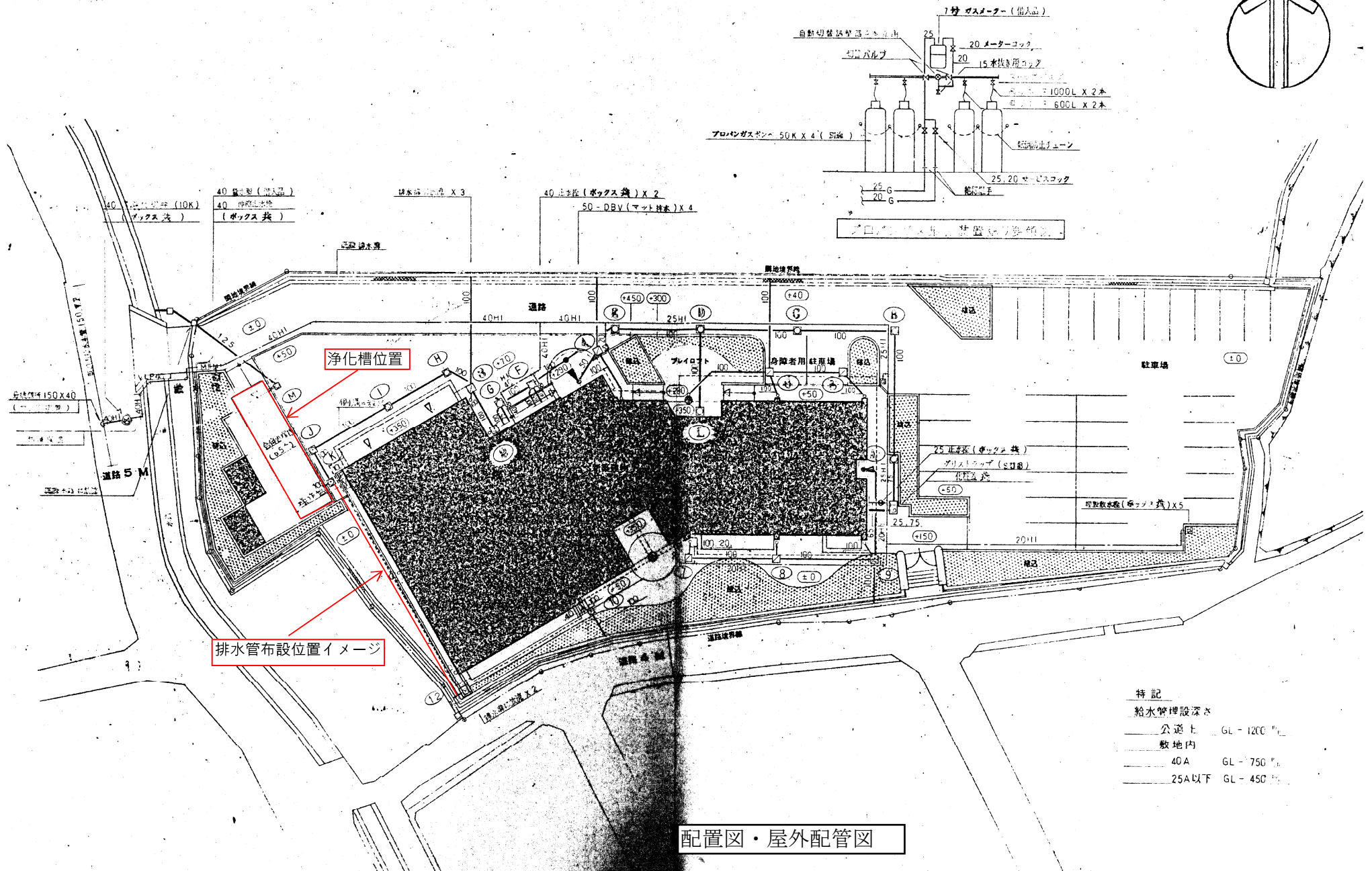
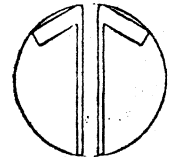
東広島市八本松飯田八丁目19-49

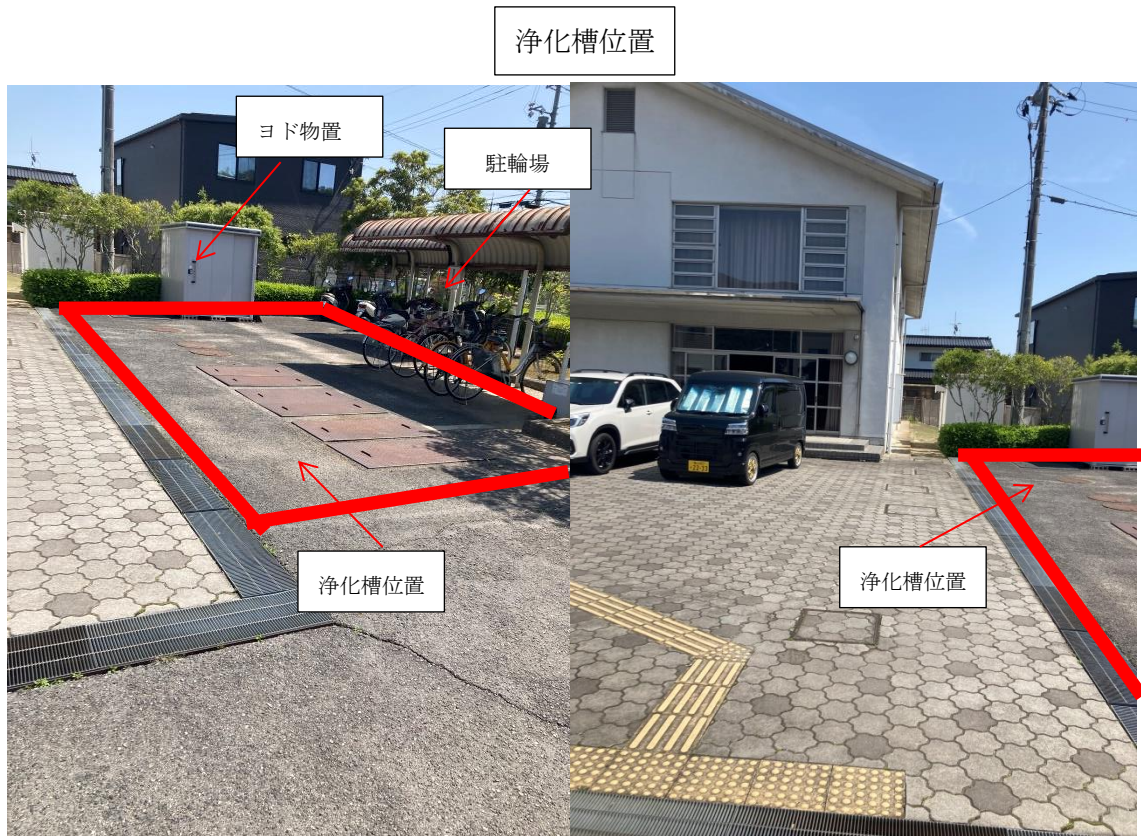
電話 082-428-0044

(通常開館日時：月～土曜日、午前9時から午後12時)

別紙1「東広島市川上地域センター公共下水道接続修繕明細書」

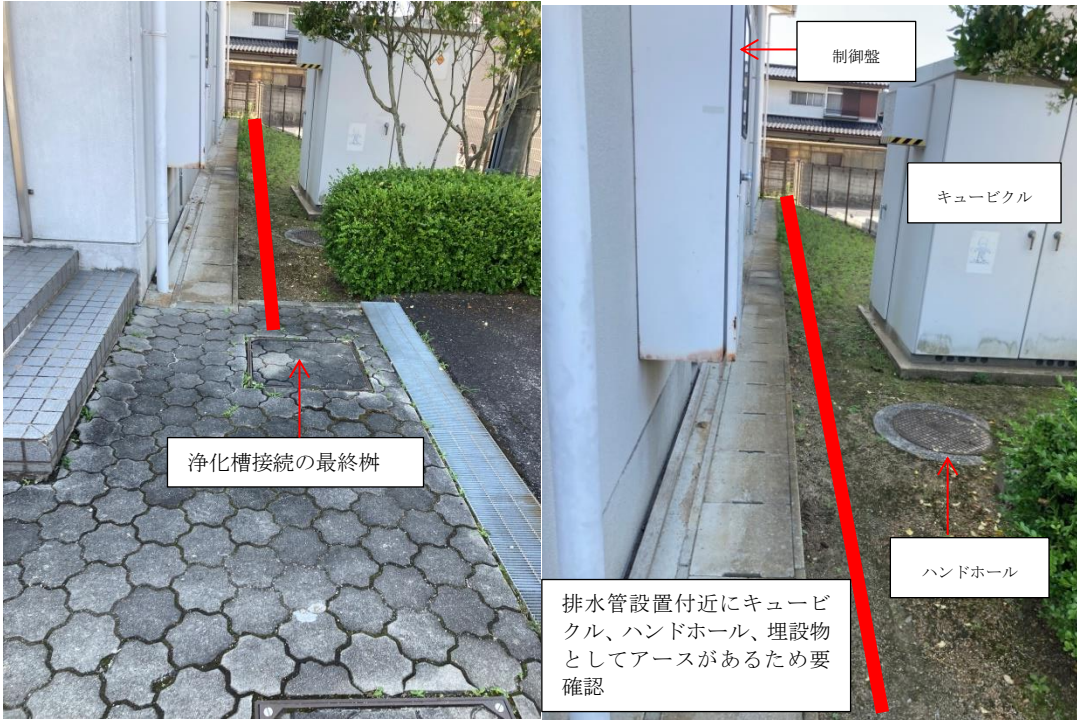
作業費又は品名	品質・規格	数量	単位	備考
車両・重機代	ダンプ等、バックホウ0.07	1	式	
矢板設置・撤去		1	式	
排水管布設	Vuφ125	25	m	掘削は重機及び手掘り
小口径インバート樹設置	φ150	2	箇所	
最終樹インバート加工	φ125	1	式	
埋戻し		1	式	
材料費(砂、砕石、小口径樹、管材等)		1	式	
門扉、柵、基礎ブロック一時撤去		1	式	
門扉、柵、基礎ブロック設置		1	式	
申請書類作成・申請手続き		1	式	
諸経費(安全管理費含む)		1	式	
小計				
消費税				10%
合計				

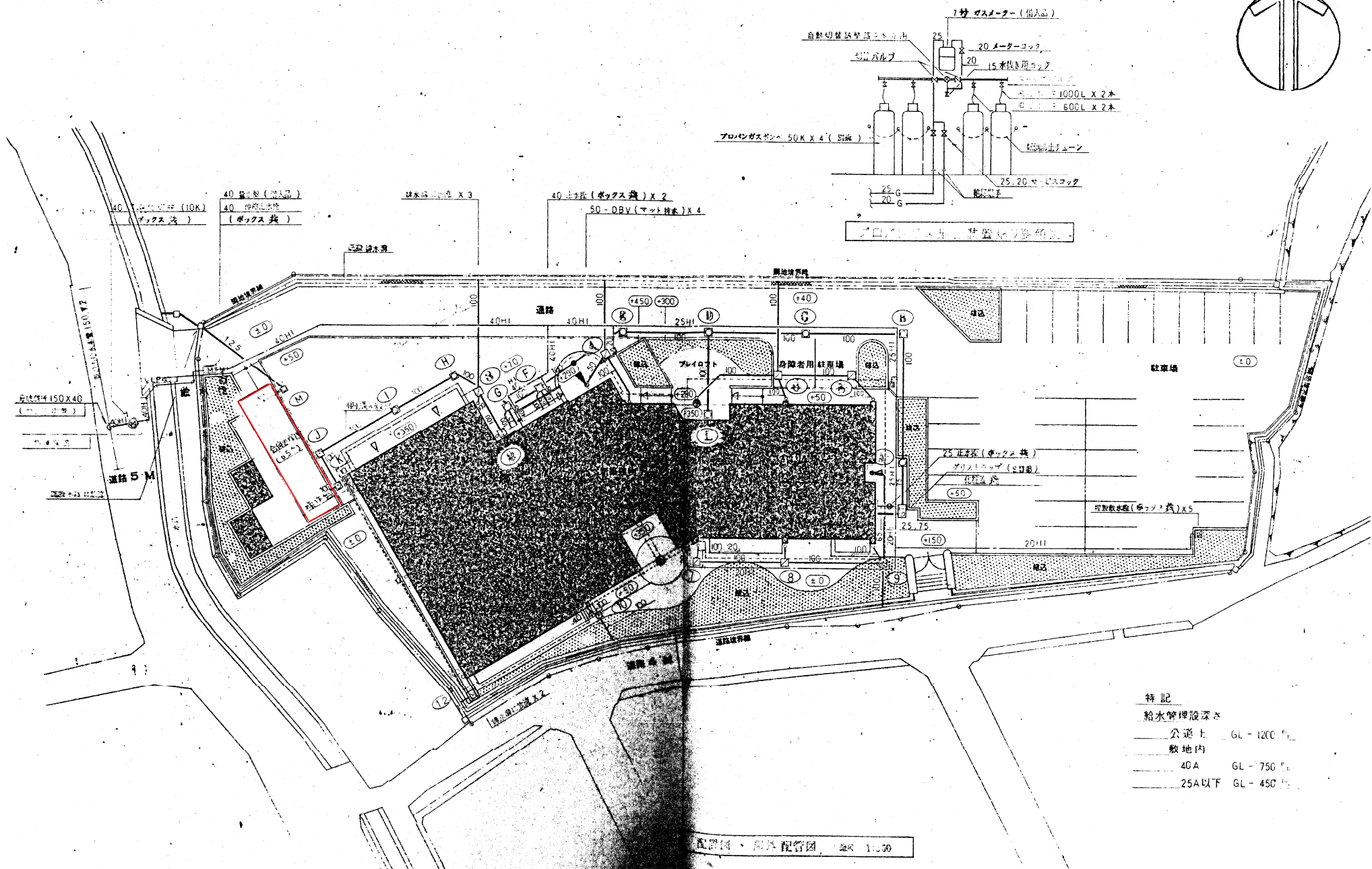
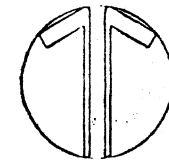


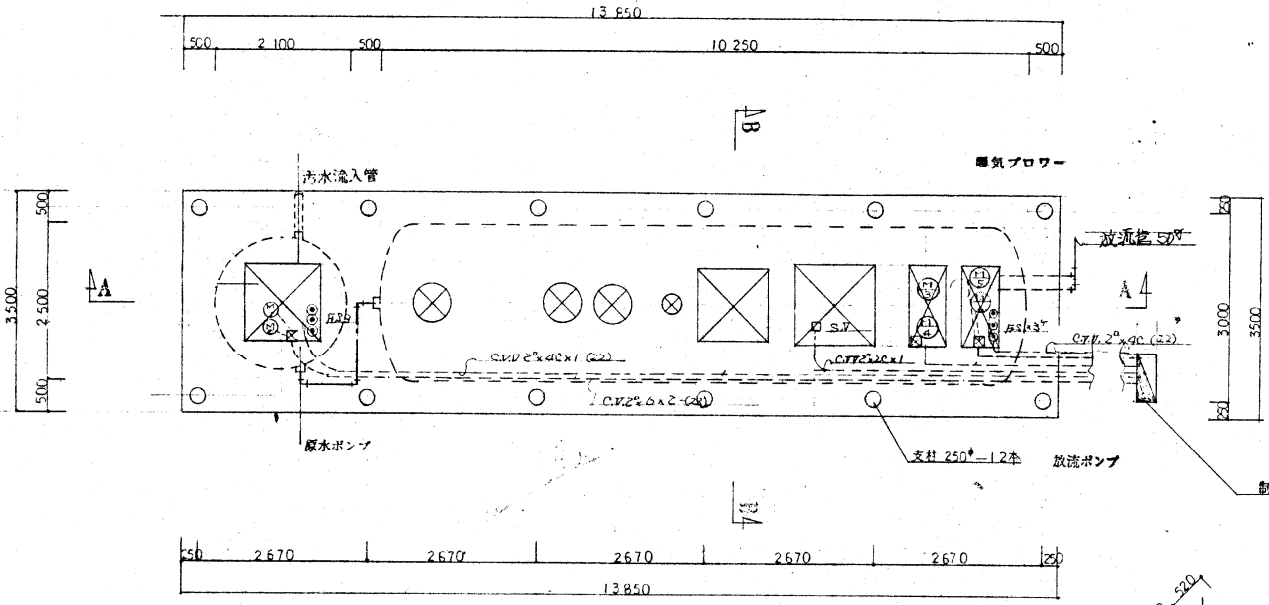


浄化槽の廃止処理に当たっては、周辺部に駐輪場、浄化槽付近にヨド物置があるため、注意を払って実施すること。

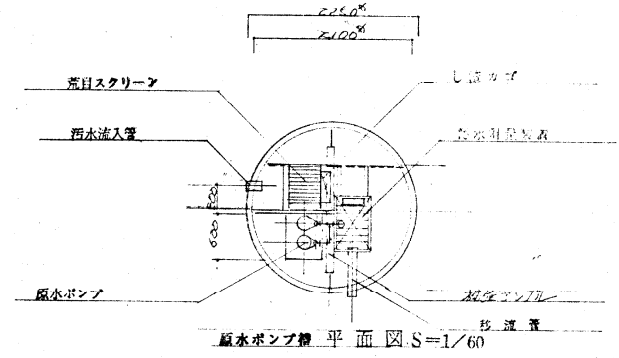
排水管布設箇所イメージ



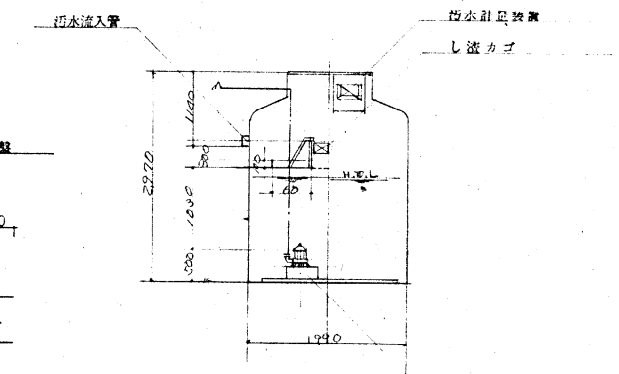




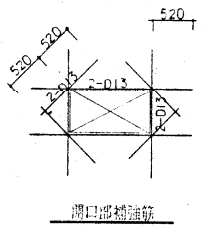
スラブ平面図 S=1/60



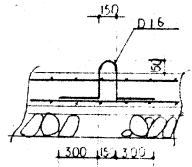
原水ポンプ 平面図 S=1/60



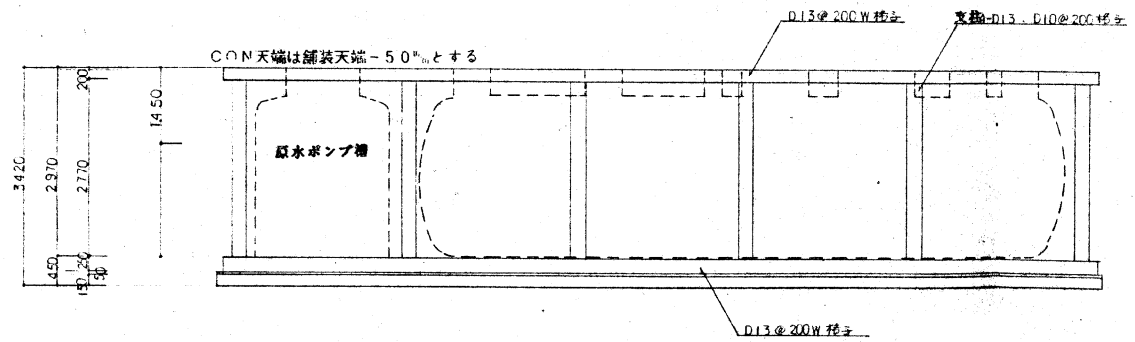
原水ポンプ 断面図 S=1/60



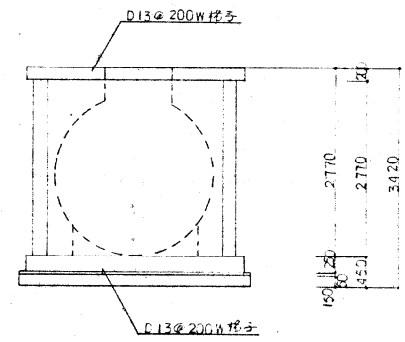
出口部補強



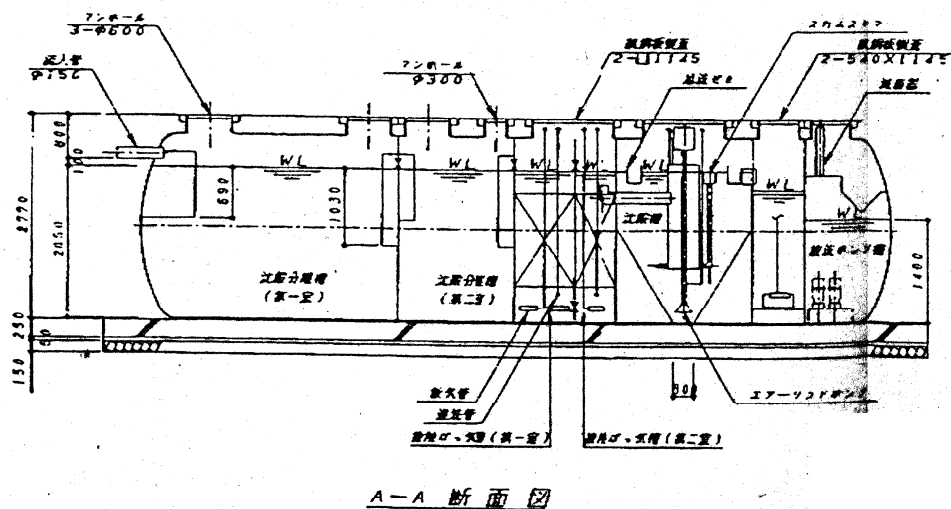
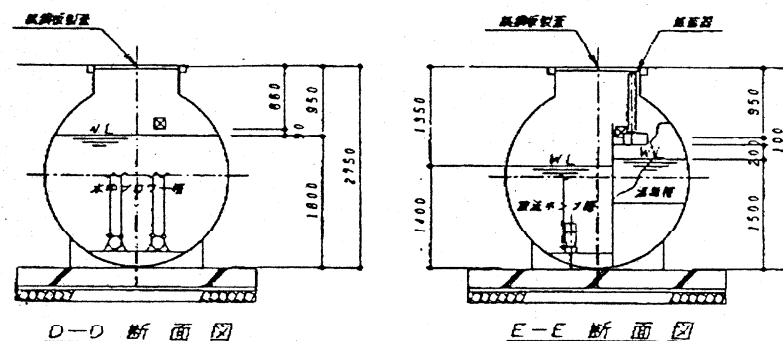
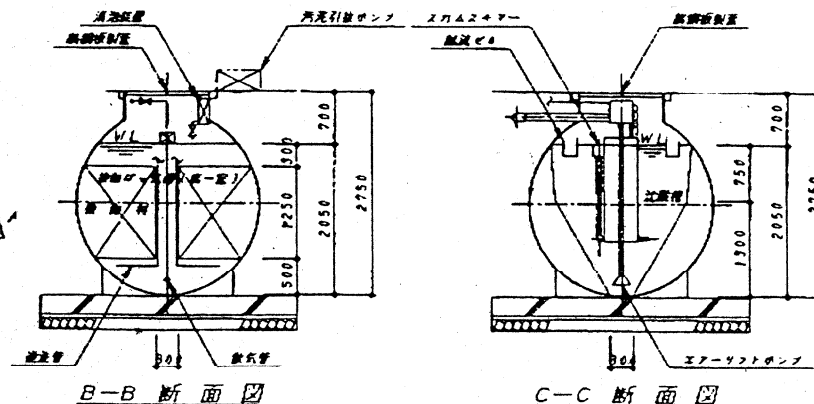
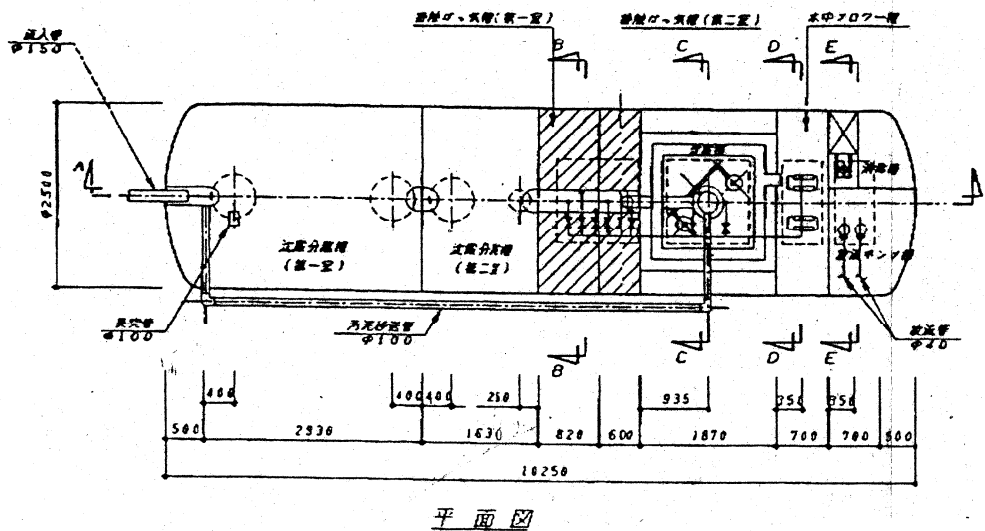
アンカー図



A-A 断面図 S=1/60



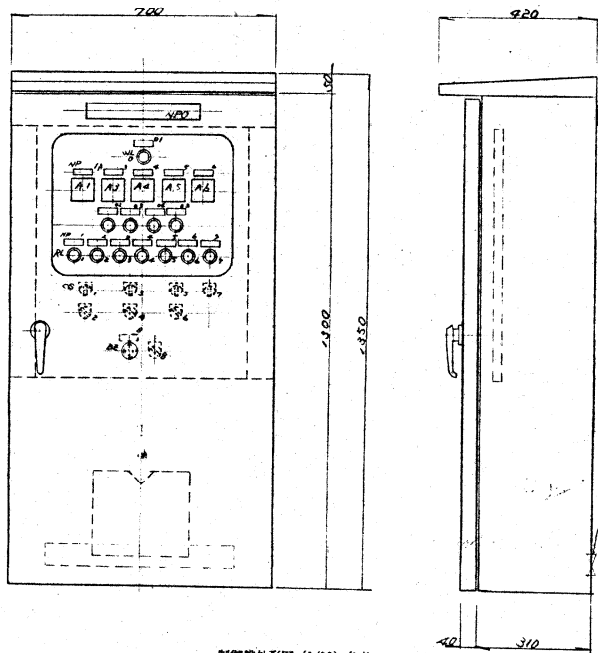
B-B 断面図 S=1/60



容量表

項目	総計容量
沈降分離槽(第一室)	14.034 m ³
沈降分離槽(第二室)	7.022 m ³
計	21.056 m ³
曝気槽(第一室)	3.532 m ³
曝気槽(第二室)	2.565 m ³
計	6.117 m ³
浮遊材(第一室)	2.129 m ³
浮遊材(第二室)	1.558 m ³
計	3.687 m ³
沈降槽	3.749 m ³
水中フロー槽	2.649 m ³
浮遊槽	1.219 m ³
底渣タンク槽	1.761 m ³
総容量	36.571 m ³

フロー必要吐出風量(Q/分)
215Q/分以上

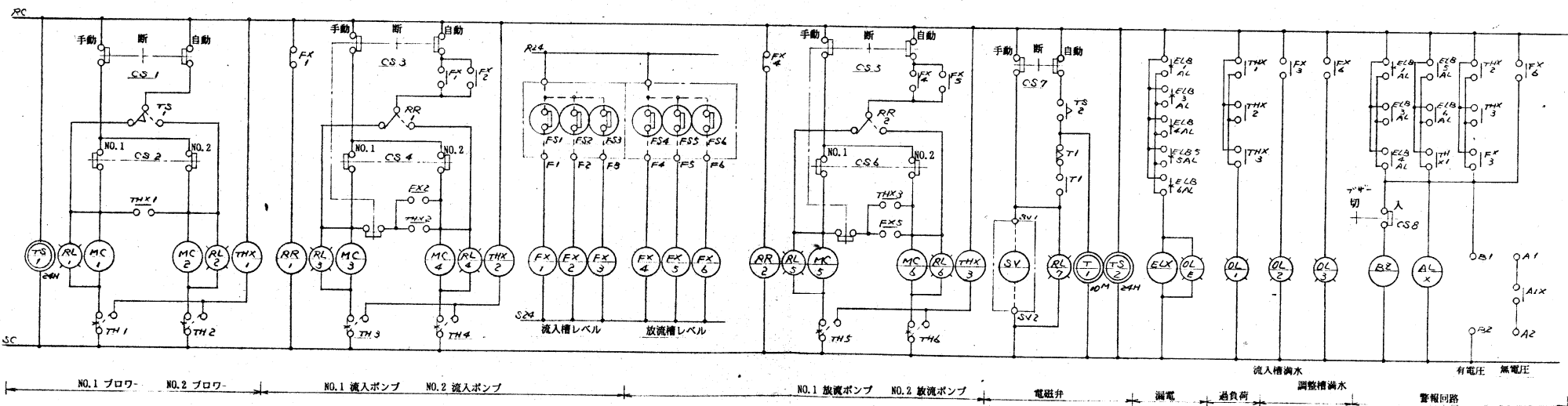
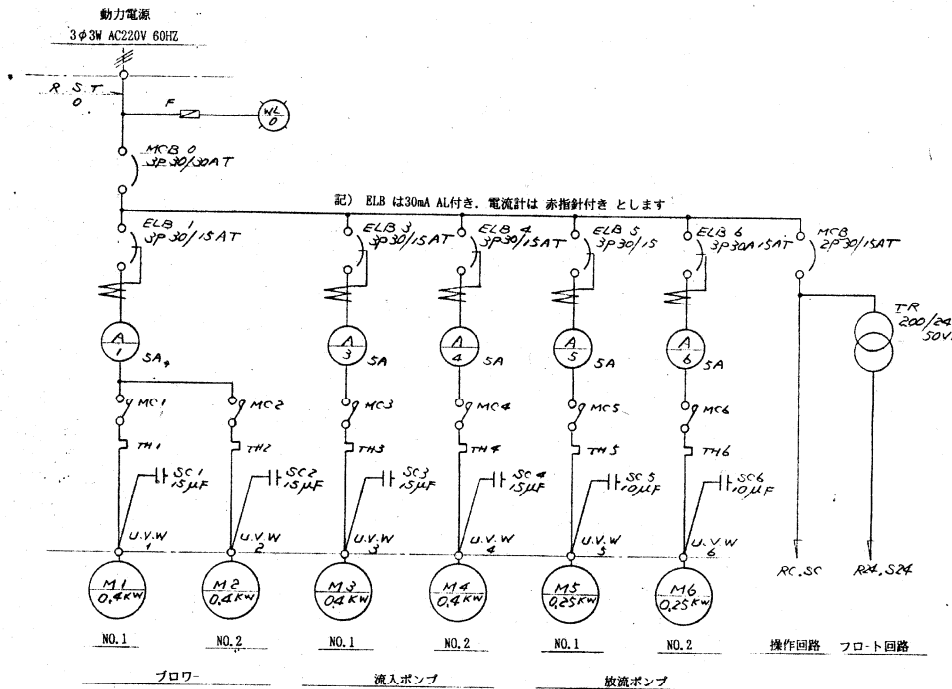


制御盤外形図 (1/10) 参考

銘板明細表

記号	記入文字
N.F.O	汚水処理制御盤
01	電源
02	漏電
03	過負荷
04	流入槽満水
05	放流槽満水
1	NO.1 ブロー
2	NO.2 ブロー
3	NO.1 流入ポンプ
4	NO.2 流入ポンプ
5	NO.1 放流ポンプ
6	NO.2 放流ポンプ
7	電磁弁
8	警報プザ
1A	ブロー

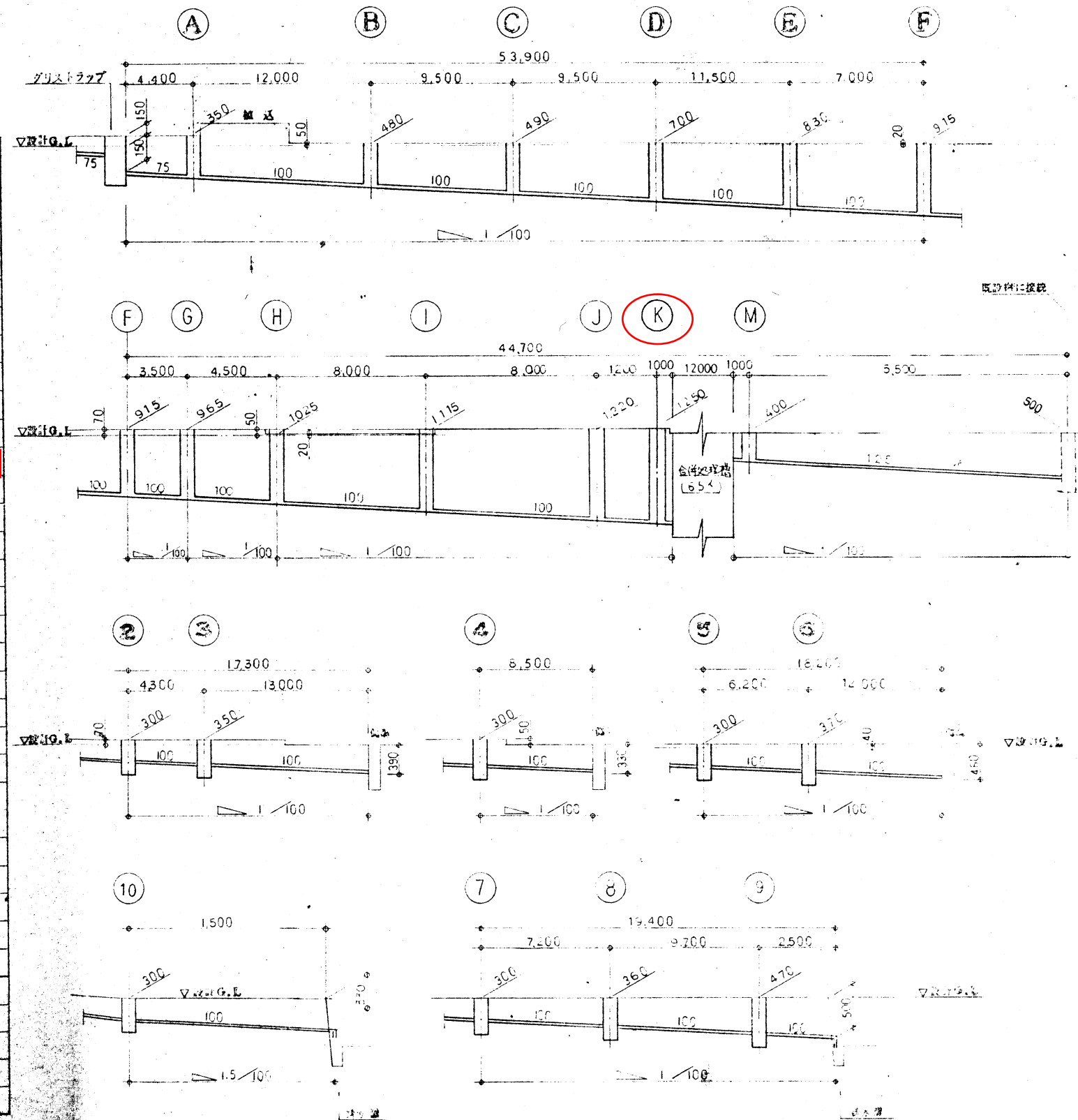
仕様
1.) 箱体 2.3t ボンデ鋼板
2.) 扉 "
3.) 取付板 "
4.) 把手 タキゲン A-140-2 鍵付
5.) 塗装 (メラミン焼付)
6.) 製作数 1面



排水管の接続ヶ所は既存浄化槽最終柵K

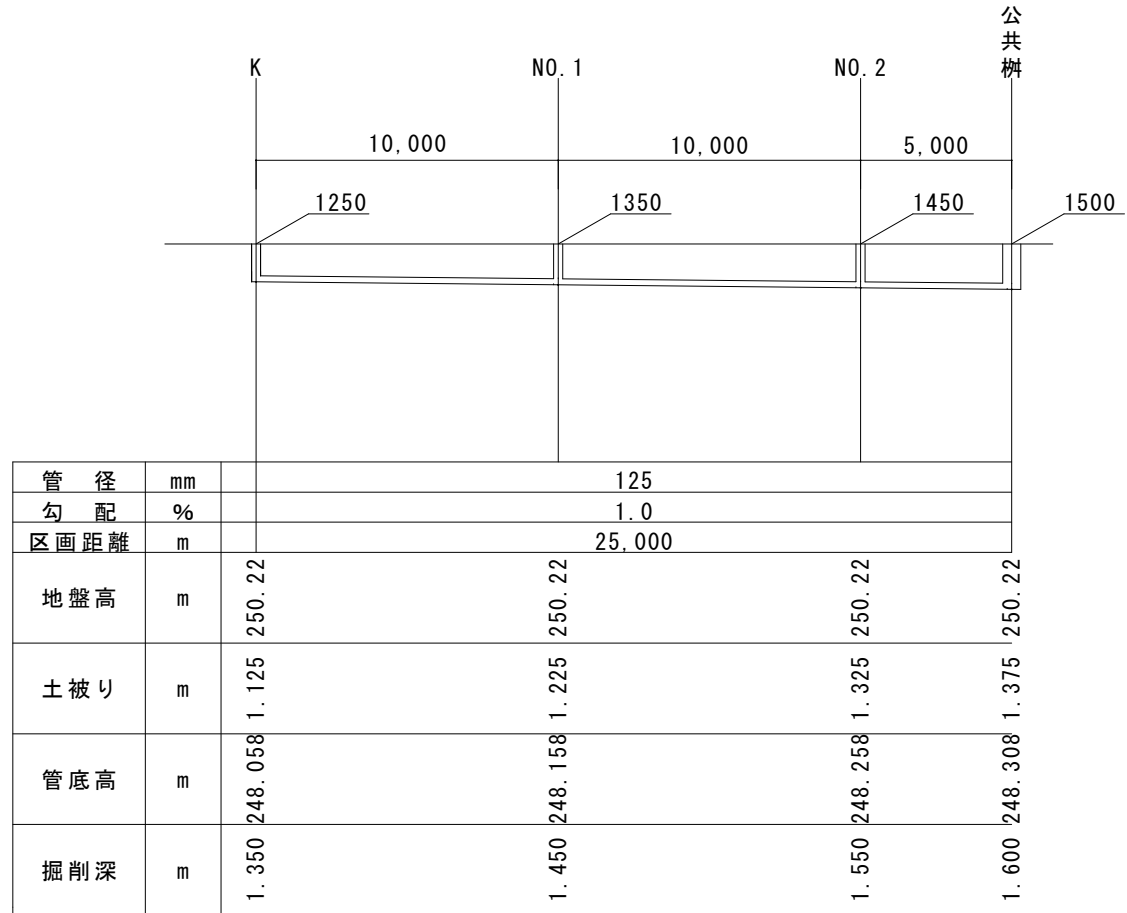
柵リスト

符号	名称	規格	深サ(ミリ)	長さ	備考
A	汚水柵	SC - 1	350	MHB - 35	化粧蓋共 (タイル用)
B		SC - 2	480	MHA - 45	
C			490		
D		SC - 3	700	MHA - 60	
E			830		
F			915	MHB - 60	化粧蓋共 (インターロック用)
G			965		
H			1025		
I			1115		
J		SC - 4	1220		
K			1250		
M	汚水柵	SC - 2	400	MHB - 45	
既設					
L	汚水柵	SC - 1	400	MHB - 35	化粧蓋共 (タイル用)
2	汚水柵	RC - 1	300	MHB - 35	化粧蓋共 (インターロック用)
3			350		
4			300		
5			300	GC - 35	
6			370		
10	集水柵	RC - 1	300		
12		RC - 3	650	GC - 60	
7		RC - 1	300	GC - 35	
8		RC - 1	350	GC - 35	
9	雨水柵	RC - 2	470	MHB - 45	



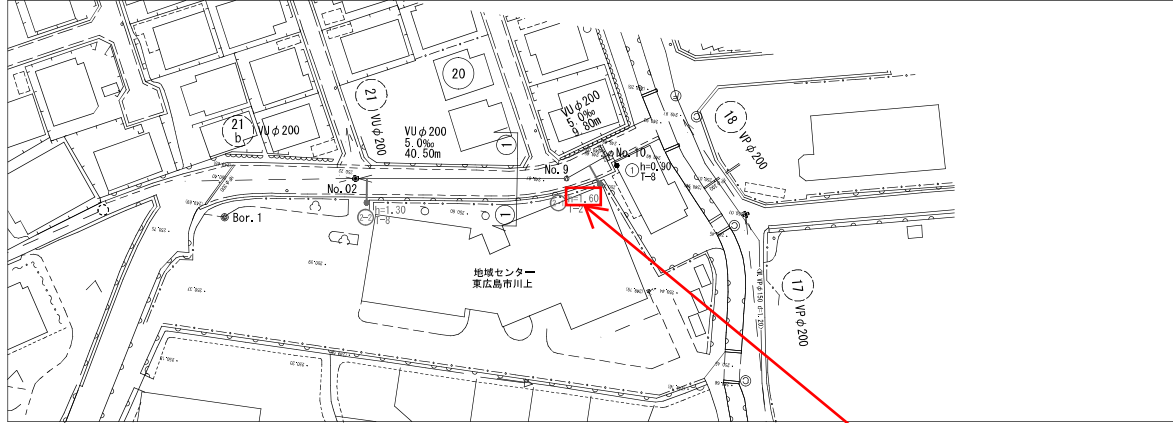
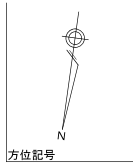
排水・汚水管勾配図

浄化槽最終柵Kから公共柵までの勾配図

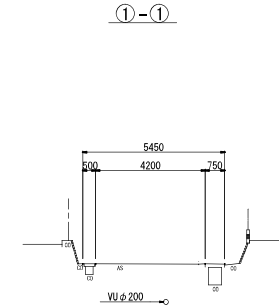


※既存浄化槽最終柵をインバート加工、最終柵と排水管を接合

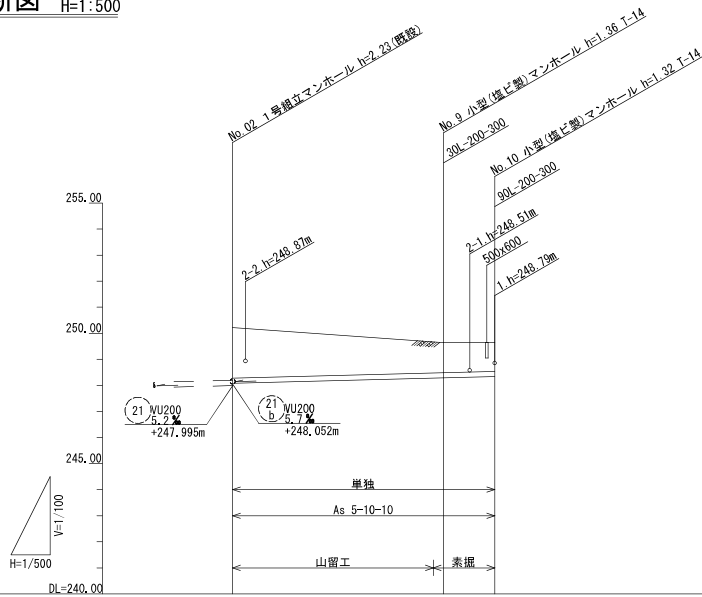
汚水平面図 S=1:500



横断図 S=1:100



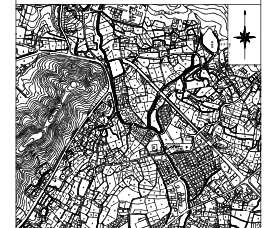
汚水縦断面図 V=1:100
H=1:500



公共樹の天端からの下がりは $h = 1.60m$

凡 例	
	汚水実施
	汚水既設
	汚水計画
	雨水実施
	雨水既設
	雨水計画
	圧送管
	副管
	内副管
	汚水料
	汚水管キャップ止め
	水 通 管
	(W) N T ケーブル
	(E) 中電ケーブル
	● 横断マンホール
	○ 1号マンホール
	○ 2号マンホール
	○ 3号マンホール
	○ 特0号マンホール・樹
	○ 0号独立マンホール
	○ 1号独立マンホール
	○ 2号独立マンホール
	○ 3号独立マンホール
	○ 小型マンホール
	○ 小型マンホール(造り製)
	○ 特殊マンホール
	() 参考表示

位置図 S=10,000



路線番号	(20)		
管 径	mm VU200		
勾 配	‰ 5.0		
区 間 距 離	m 40.50		9.80
地 盤 高	m 250.22	249.67	249.65
土 被 り	m 1.94	1.20	1.12
管 底 高	m 248.081	248.274	248.333
掘 削 深	m 2.24	1.50	1.42
追加距離	m 0.00	38.50	50.30
		40.50	

令和4年度 東広島市下水道事業 八本松飯田地区汚水管渠建設工事(東04-1)			
種 別	平面・縦断・横断図(3)	縮尺	図 示
工事場所	東広島市八本松飯田八丁目	図 号	No
路線番号	(20) (取付)	番 号	詳 -
東広島市下水道部下水道建設課			



No. 1

2-1

公共ます設置状況



No. 2

余 白
